

○ 社債、株式等の振替に関する命令（平成十四年内閣府・法務省令第五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

目次

〔第一章～第二章の二 略〕

〔第二章の三 受益証券発行信託の受益権の振替（第十条の十二～第

十条の十九）

〔第三章～第八章 略〕

附則

（振替口座簿の電磁的記録の方法）

第二条 法第六十八条第六項（法第一百十三条、第一百十五条、第一百十七条、第一百十八条、第一百二十条、第一百二十二条、第一百二十四条、第一百二十七条及び第二百七十六条第一号において準用する場合を含む。）、第一百二十七条の四第六項、第一百二十九条第六項（法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項、第二百四十七条の二の三第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第一百六十五条第六項（法第二百四十七条の三第一項、第二百四

改 正 前

目次

〔第一章～第二章の二 同上〕

〔第二章の三 受益証券発行信託の受益権の振替（第十条の十二～第

十条の十八）

〔第三章～第八章 同上〕

附則

（振替口座簿の電磁的記録の方法）

第二条 法第六十八条第六項（法第一百十三条、第一百十五条、第一百十七条、第一百十八条、第一百二十条、第一百二十二条、第一百二十四条、第一百二十七条及び第二百七十六条第一号において準用する場合を含む。）、第一百二十七条の四第六項、第一百二十九条第六項（法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第一百六十五条第六項（法第二百四十七条の三第一項、第二百四

百四十七条の三第一項、第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）及び第一百九十四条第六項（法第二百五十二条第一項、第二百五十五条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいふ。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。

（社債権者等が口座を通知すべき期間）

第六条の二 法第六十九条の二第一項第二号に規定する主務省令で定める期間は、十五日以上で同項の通知者（その委託を受けて、振替機関の業務規程の定めるところにより同号の口座に係る通知の受理に関する事務が行われる場合にあっては、同項第一号の社債権者又は質権者の直近上位機関）が定める日までの期間とする。

（投資信託又は外国投資信託の受益権に関する社債に係る規定の準用）

第十条の八 第四条の規定は法第二十一条において準用する法第六十九条の二第一項に規定する主務省令で定める場合について、第五条（第一号に係る部分に限る。）の規定は法第二十一条において準用する法第六十九条の二第一項に規定する当該受託者に準ずる者として主務省令で定めるものについて、第六条（第五号イに係る部分に限る。）の規定は法第二十一条において準用する法第六十九

〔条を加える。〕

（投資信託又は外国投資信託の受益権に関する社債に係る規定の準用）

第十条の八 第四条の規定は法第二十一条において準用する法第六十九条の二第一項に規定する主務省令で定める場合について、第五条（第一号に係る部分に限る。）の規定は法第二十一条において準用する法第六十九条の二第一項に規定する当該受託者に準ずる者として主務省令で定めるものについて、第六条（第五号イに係る部分に限る。）の規定は法第二十一条において準用する法第六十九

十九条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）及び第一百九十四条第六項（法第二百五十二条第一項、第二百五十五条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいふ。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。

条の二第一項に規定する受益者又は質権者となるべき者として主務省令で定めるものについて、第六条の二の規定は法第二百二十二条において準用する法第六十九条の二第一項第二号に規定する主務省令で定める期間について、第七条（第五号に係る部分に限る。）の規定は法第二百二十二条において準用する法第六十九条の二第一項第四号に規定する主務省令で定める事項について、第八条（第五号に係る部分に限る。）の規定は法第二百二十二条において準用する法第七十条の二第二項に規定する主務省令で定める者について、第九条の規定は法第二百二十二条において準用する法第七十条の二第二項に規定する主務省令で定めるものについて、第十条の規定は法第二百二十二条において準用する法第七十条の二第二項に規定する主務省令で定める場合について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

〔表略〕

（受益者等が口座を通知すべき期間）

第十条の十五 法第二百二十七条の六第一項第二号に規定する主務省令で定める期間は、十五日以上で同項の通知者（その委託を受けて、振替機関の業務規程の定めるところにより同号の口座に係る通知の受理に関する事務が行われる場合には、同項第一号の受益者又は質権者の直近上位機関）が定める日までの期間とする。

条の二第一項に規定する受益者又は質権者となるべき者として主務省令で定めるものについて、第七条（第五号に係る部分に限る。）の規定は法第二百二十二条において準用する法第六十九条の二第一項第四号に規定する主務省令で定める事項について、第八条（第五号に係る部分に限る。）の規定は法第二百二十二条において準用する法第七十条の二第二項に規定する主務省令で定める者について、第九条の規定は法第二百二十二条において準用する法第七十条の二第二項に規定する主務省令で定める場合について、第十条の規定は法第二百二十二条において準用する法第七十条の二第二項に規定する主務省令で定める場合について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

〔同上〕

〔条を加える。〕

第十条の十六（第十条の十九）

〔略〕

（株主等が口座を通知すべき期間）

第十四条の二 法第百三十二条第一項第二号に規定する主務省令で定める期間は、十五日以上で同項の通知者（その委託を受けて、振替機関の業務規程の定めるところにより同号の口座に係る通知の受理に関する事務が行われる場合にあっては、同項第一号の株主又は登録株式質権者の直近上位機関）が定める日までの期間とする。

（新株予約権者等が口座を通知すべき期間）

第三十条の二 法第百六十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める期間は、十五日以上で同項の通知者（その委託を受けて、振替機関の業務規程の定めるところにより同号の口座に係る通知の受理に関する事務が行われる場合にあっては、同項第一号の新株予約権者又は質権者の直近上位機関）が定める日までの期間とする。

（新株予約権付社債権者等が口座を通知すべき期間）

第三十九条の二 法第百九十六条第一項第二号に規定する主務省令で定める期間は、十五日以上で同項の通知者（その委託を受けて、振替機関の業務規程の定めるところにより同号の口座に係る通知の受理に関する事務が行われる場合にあっては、同項第一号の振替新株予約権付社債権者又は質権者の直近上位機関）が定める日までの期間とする。

第十条の十五（第十条の十八）

〔同上〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

(投資口に関する株式に係る規定の準用)

第四十六条 第十一条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第百三十条第一項第九号に規定する主務省令で定める事項について、第十二条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第百三十一条第一項に規定する主務省令で定める場合について、第十三条（第一号に係る部分に限る。）の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第二百三十一条第一項に規定する当該投資法人に準ずる者として主務省令で定めるものについて、第十四条（第一号及び第七号イに係る部分に限る。）の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第二百三十一条第一項に規定する投資主又は登録投資口質権者となるべき者として主務省令で定めるものについて、第十四条の二の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第二百三十一条第一項第二号に規定する主務省令で定める期間について、第十五条（第一号及び第七号に係る部分に限る。）の規定は法第二百二十八条において読み替えて準用する法第二百三十一条第一項第四号に規定する主務省令で定める事項について、第六条（第一号及び第七号に係る部分に限る。）の規定は法第二百二十八条第一項において読み替えて準用する法第二百三十三条第一項において準用する法第二百二十八条第一項に規定する主務省令で定める者について、第十七条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第二百三十三条第二項に規定する主務省令で定めるものについて、第十八条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第二百三十三条第二項に規定する主務省令で定めるものについて、第十九条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第二百三十八条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項

(投資口に関する株式に係る規定の準用)

第四十六条 第十一条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第百三十条第一項第九号に規定する主務省令で定める事項について、第十二条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第百三十一条第一項に規定する主務省令で定める場合について、第十三条（第一号に係る部分に限る。）の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第二百三十一条第一項に規定する当該投資法人に準ずる者として主務省令で定めるものについて、第十四条（第一号及び第七号イに係る部分に限る。）の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第二百三十一条第一項に規定する投資主又は登録投資口質権者となるべき者として主務省令で定めるものについて、第十五条（第一号及び第七号に係る部分に限る。）の規定は法第二百二十八条第一項において読み替えて準用する法第二百三十三条第一項第四号に規定する主務省令で定める事項について、第六条（第一号及び第七号に係る部分に限る。）の規定は法第二百二十八条第一項において読み替えて準用する法第二百三十三条第二項に規定する主務省令で定める者について、第十七条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第二百三十三条第二項に規定する主務省令で定めるものについて、第十八条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第二百三十八条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項

場合について、第十九条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第一百三十八条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について、第二十一条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第一百五十二条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第二百二十二条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第一百五十五条第三項に規定する主務省令で定める事項について、第二十三条第一項の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第一百五十五条第七項に規定する通知について、第二十三条第二項の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第一百五十五条第七項に規定する主務省令で定める事項について、第二十四条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第一百五十二条第一項に規定する主務省令で定めるものについて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

「略」		〔略〕	第十四条第一号及び 第七号イ並びに第十 四条の二
			登録株式質権者 登録投資口質権者

について、第二十一条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第一百五十二条第二項第一号に規定する申出について、第二十二条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第一百五十二条第三項に規定する主務省令で定める事項について、第二十三条第一項の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第一百五十五条第七項に規定する通知について、第二十三条第二項の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第一百五十五条第七項に規定する主務省令で定める事項について、第二十四条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第一百五十二条第一項に規定する主務省令で定めるものについて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

「同上」		〔同上〕	第十四条第一号及び 第七号イ
			登録株式質権者 登録投資口質権者

(協同組織金融機関の優先出資に関する株式に係る規定の準用)

(協同組織金融機関の優先出資に関する株式に係る規定の準用)

(協同組織金融機関の優先出資に関する株式に係る規定の準用)
第四十七条 第十一条の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第二百三十一条第一項第九号に規定する主務省令で定める事項について、第十二条の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第二百三十一条第一項に規定する主務省令で定める場合について、
、第十三条（第一号に係る部分に限る。）の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第二百三十一条第一項に規定する当該協同組織金融機関に準ずる者として主務省令で定めるものについて、
第十四条（第一号及び第七号イに係る部分に限る。）の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第二百三十一条第一項に規定する優先出資者又は登録優先出資質権者となるべき者として主務省令で定めるものについて、第十五条（第一号及び第七号に係る部分に限る。）の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第二百三十一条第四号に規定する主務省令で定める事項について、
、第十六条（第一号及び第七号に係る部分に限る。）の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第二百三十三条第一項に規定する主務省令で定める者について、第十七条の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第二百三十三条第二項に規定する主務省令で定める場合について、第十八条の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第二百三十三条第二項に規定する主務省令で定めるものについて、第十九条の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第二百三十八条第一項第七号に規定する主務省令で定める場合について、

令で定める場合について、第十九条の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第二百三十八条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について、第二十一条の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第二百五十一条第二項第一号に規定する申出について、第二十二条の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第二百五十一条第三項に規定する主務省令で定める事項について、第二十三条第一項の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第二百五十一条第七項に規定する通知について、第二十三条第二項の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第二百五十一条第七項に規定する主務省令で定める事項について、第二十六条第二項に規定する主務省令で定めるものについて、第二十七条の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第二百五十九条第二項に規定する主務省令で定める者について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第四条の二	第十四条第一号及び 第七号イ並びに第十	登録株式質権者	登録優先出資質権者
-------	------------------------	---------	-----------

定める事項について、第二十一条の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第一百五十一条第二項第一号に規定する申出について、第二十二条の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第一百五十一条第三項に規定する主務省令で定める事項について、第二十三条第一項の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第一百五十一条第七項に規定する通知について、第二十三条第二項の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第一百五十一条第七項に規定する主務省令で定める事項について、第二十四条の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第一百五十二条第一項に規定する主務省令で定めるものについて、第二十六条の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第一百五十九条第二項に規定する主務省令で定める者について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第十四條第一号及び 第七号イ	登録株式質権者	登録優先出資質権者
「同上」		

〔略〕

(特定目的会社の優先出資に関する株式に係る規定の準用)

ついて、第十四条の二の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第三百三十一条第一項第二号に規定する主務省令で定める期間について、第十五条（第一号に係る部分に限る。）の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第三百三十一条第一項第四号に規定する主務省令で定める事項について、第十六条（第一号に係る部分に限る。）の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第三百三十三条第二項に規定する主務省令で定める者について、第十七条の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第三百三十三条第二項に規定する主務省令で定めるものについて、第十八条の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第三百三十三条第二項に規定する主務省令で定める場合について、第二十一条の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第三百五十一条第二項第一号に規定する申出について、第二十二条の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第三百五十二条第一項第三項に規定する主務省令で定める事項について、第二十三条第一項の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第三百五十五条第七項に規定する百三十九条第一項において準用する法第三百五十五条第七項に規定す

同上

(特定目的会社の優先出資に関する株式に係る規定の準用)

ついて、第十五条（第一号に係る部分に限る。）の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第一百三十一条第一項第四号に規定する主務省令で定める事項について、第十六条（第一号に係る部分に限る。）の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第一百三十三条第二項に規定する主務省令で定める者について、第七条の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第一百三十一条第二項に規定する主務省令で定めるものについて、第十八条の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第一百三十三条第二項に規定する主務省令で定める場合について、第二十一条の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第一百五十五条第二項に規定する申出について、第二十二条の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第一百五十五条第三項に規定する主務省令で定める事項について、第二十三条第一項の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第一百五十五条第七項に規定する通じについて、第二十三条第二項の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第一百五十五条第七項に規定する主務省令で定める

る通知について、第二十三条第二項の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第一百五十一条第七項に規定する主務省令で定める事項について、第二十四条の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第一百五十二条第一項に規定する主務省令で定めるものについて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第十四条の二	登録株式質権者
〔略〕	登録優先出資質権者

(特別法人出資に関する株式に係る規定の準用)

第四十八条の三 第十一条の規定は法第二百四十七条の二の三第一項において準用する法第一百三十条第一項第九号に規定する主務省令で定める事項について、第十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定は法第二百四十七条の二の三第一項において準用する法第一百三十一条第一項に規定する出資者又は登録特別法人出資質権者となるべき者として主務省令で定めるものについて、第十四条の二の規定は法第二百四十七条の二の三第一項において準用する法第一百三十一条第一項第二号に規定する主務省令で定める期間について、第十五条（第一号に係る部分に限る。）の規定は法第二百四十七条の二の三

事項について、第二十四条の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第一百五十二条第一項に規定する主務省令で定めるものについて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

〔条を加える。〕	〔項を加える。〕
〔同上〕	〔同上〕

において読み替えて準用する法第百三十一条第一項第五号に規定する主務省令で定める事項について、第十六条（第一号に係る部分に限る。）の規定は法第二百四十七条の二の三第一項において準用する法第百三十三条第二項に規定する主務省令で定める者について、第十七条の規定は法第二百四十七条の二の三第一項において準用する法第百三十三条第二項に規定する主務省令で定めるものについて、第十八条の規定は法第二百四十七条の二の三第一項において準用する法第百三十三条第二項に規定する主務省令で定める場合について、第二十一条の規定は法第二百四十七条の二の三第一項において準用する法第百五十五条第二項第一号に規定する申出について、第二十二条の規定は法第二百四十七条の二の三第一項において準用する法第百五十一条第三項に規定する主務省令で定める事項について、第二十三条第一項の規定は法第二百四十七条の二の三第一項において準用する法第百五十五条第七項に規定する通知について、第二十三条第二項の規定は法第二百四十七条の二の三第一項において準用する法第百五十五条第七項に規定する主務省令で定める事項について、第二十四条の規定は法第二百四十七条の二の三第一項において準用する法第百五十二条第一項に規定する主務省令で定めるものについて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第二十三条第二項	第二十三条第一項	第二十二条	第二十一条			第十八条第二号	第十六条第一号	第十四条の二
会社法第一百二十四条	同条第一項第一号、第二号又は第七号	登録株式質権者	数	廃止の日	日	株券発行会社（会社法第百十七条第七項に規定する株券発行会社をいう。）が株券を発行する旨の定款の定めを廃止した	株主名簿	出資者原簿
法第二百四十七条の	同条第一項第一号又は第七号	権者	登録特別法人出資質	口数	一定の日	法第二百四十七条の二の三第一項において準用する法第三百三十一条第一項第一号の一定の日	出資者原簿	権者

二の三において読み替えて準用する法第百五十一条第一項第一号	第二項
-------------------------------	-----

(特別口座開設等請求の添付書面)

第四十八条の四 法第二百四十七条の二の三において読み替えて準用する法第二百五十九条第一項に規定する主務省令で定める書類は、法第二百四十七条の二の三において読み替えて準用する法第二百五十九条第一項の特別法人出資証券に係る除権決定の正本又は謄本とする。

「条を加える。」

(新投資口予約権に関する新株予約権に係る規定の準用)

(新投資口予約権に関する新株予約権に係る規定の準用)

用する法第百六十七条第一項第四号に規定する主務省令で定める事項について、第三十二条（第三号に係る部分に限る。）の規定は法第二百四十七条の三第一項において準用する法第百六十九条第二項に規定する主務省令で定める者について、第三十三条の規定は法第二百四十七条の三第一項において準用する法第百六十九条第二項に規定する主務省令で定めるものについて、第三十四条の規定は法第二百四十七条の三第一項において準用する法第百六十九条第二項に規定する主務省令で定めるものについて、第三十四条の規定は法第二百四十七条の三第一項において準用する法第百六十九条第二項に規定する主務省令で定める場合について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

〔表略〕

（電磁的方法による提供）

第六十条　〔略〕

2　令第十四条第三号（令第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条及び第二十三条から第二十七条までにおいて準用する場合を含む。）、第四十一条（令第六十条、第六十二条、第六十四条及び第六十五条の三において準用する場合を含む。）、第五十条（令第六十五条の四及び第六十六条において準用する場合を含む。）及び第五十九条（令第六十七条及び第六十九条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令・法務省令で定める電磁的方法は、振替機関の使用に係る電子計算機と情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機と情報を提供を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する

十七条の三第一項において準用する法第百六十九条第二項に規定する主務省令で定める者について、第三十三条の規定は法第二百四十七条の三第一項において準用する法第百六十九条第二項に規定する主務省令で定めるものについて、第三十四条の規定は法第二百四十七条の三第一項において準用する法第百六十九条第二項に規定する主務省令で定める場合について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

〔同上〕

（電磁的方法による提供）

第六十条　〔同上〕

2　令第十四条第三号（令第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条及び第二十三条から第二十七条までにおいて準用する場合を含む。）、第四十一条（令第六十条、第六十二条、第六十四条及び第六十五条の三において準用する場合を含む。）、第五十条（令第六十五条の二及び第六十六条において準用する場合を含む。）及び第五十九条（令第六十七条及び第六十九条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令・法務省令で定める電磁的方法は、振替機関の使用に係る電子計算機と情報を提供を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当

方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもののうち、当該振替機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて当該情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法であつて、インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用する方法とする。

3

略

(振替口座簿の記載又は記録事項の証明を請求することができる利害関係者)

—

略

、当該口座に記載又は記録がされている振替受益権又は振替株式、振替投資口、法第二百三十四条第一項に規定する振替優先出資、法第二百三十七条第一項に規定する振替優先出資若しくは振替特別法人出資（以下この条において「振替株式等」という。）の発行者（当該発行者が、当該振替受益権又は振替株式等に係る事項のみに関する法第二百七十七条の規定による請求（以下この条

3

該電気通信回線を通じて情報が送信され、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもののうち、当該振替機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて当該情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法であつて、インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五に規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用する方法とする。

第六十一条

(振替口座簿の記載又は記録事項の証明を請求することができる利害関係者)

同上

二 当該口座に記載又は記録がされている振替受益権、振替株式、振替投資口、法第二百三十四条第一項に規定する振替優先出資又は法第二百三十七条第一項に規定する振替優先出資（以下この条において「振替株式等」という。）の発行者（当該発行者が、当該振替株式等に係る事項のみに関する法第二百七十七条の規定による請求（以下この条において「情報提供請求」という。）をす

において「情報提供請求」という。)をする場合に限る。)

三 「略」

四 法第百三十三条第二項（法第二百二十八条第一項、第二百三十

五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百四十七条の二の三第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の取得者等（当該取得者等が、

）の取得者等（当該取得者等が、法第百三十三条第二項の加入者の口座に記載若しくは記録がされた株式、投資口、法第二条第一項第十六号に規定する優先出資、同項第十七号に規定する優先出資若しくは特別法人出資（以下この号において「株式等」という。）に係る株券、投資証券、法第二百三十四条第一項に規定する優先出資証券、法第二百三十八条第一項に規定する優先出資証券又は当該株式等を取得し、若しくは当該株式等を目的とする質権の設定を受けたことを証する書面を提出して、法第百三十三条第二項の加入者の氏名又は名称及び住所並びに当該振替株式等の数又は口数のみに関する情報提供請求をする場合に限る。）

五 当該口座の質権欄に記載又は記録がされている振替株式等の株

主、投資主、優先出資者、優先出資社員若しくは特別法人出資者（以下この号及び第七号において「株主等」という。）（当該株主等が、当該株主等についての当該振替株式等に係る事項のみに関する情報提供請求をする場合に限る。）

六 当該口座の保有欄に記載又は記録がされている振替株式等の特

別株主、特別投資主、特別優先出資者、特別優先出資社員又は法

る場合に限る。)

三 「同上」

四 法第百三十三条第二項（法第二百二十八条第一項、第二百三十

五条第一項及び第二百三十九条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の取得者等（当該取得者等が、

法第百三十三条第二項の加入者の口座に記載若しくは記録がされた株式、投資口、法第二条第一項第十六号に規定する優先出資若しくは同項第十七号に規定する優先出資（以下この条において「株式等」という。）に係る株券、投資証券、法第二百三十四条第一項に規定する優先出資証券若しくは法第二百三十八条第一項に規定する優先出資証券又は当該株式等を取得し、若しくは当該株式等を目的とする質権の設定を受けたことを証する書面を提出して、法第百三十三条第二項の加入者の氏名又は名称及び住所並びに当該振替株式等の数又は口数のみに関する情報提供請求をする場合に限る。）

五 当該口座の質権欄に記載又は記録がされている振替株式等の株

主、投資主、優先出資者又は優先出資社員（以下この号及び第七号において「株主等」という。）（当該株主等が、当該株主等についての当該振替株式等に係る事項のみに関する情報提供請求をする場合に限る。）

六 当該口座の保有欄に記載又は記録がされている振替株式等の特

別株主、特別投資主、特別優先出資者又は特別優先出資社員（以

第二百四十七条の二の三第一項において準用する法第百五十一条
第二項第一号に定める者（以下この号において「特別株主等」と
いう。）（当該特別株主等が、当該特別株主等について法第百五
十一条第二項第一号に規定する申出がされた振替株式等に係る事
項のみに関する情報提供請求をする場合に限る。）

七
〔略〕

備考
表中の「」の記載は注記である。

下この号において「特別株主等」という。）（当該特別株主等が
、当該特別株主等について法第百五十一条第二項第一号に規定す
る申出がされた振替株式等に係る事項のみに関する情報提供請求
をする場合に限る。）

七
〔同上〕